

第1章

計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成10（1998）年以降、全国の年間自殺者数は3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。

このような中、平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定され、自殺を「個人の問題」ではなく、「社会の問題」と捉え、国を挙げて総合的に自殺対策を推進してきました。

その結果、自殺者数の年次推移は減少するなど、自殺対策は着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年2万人を超えるなど、非常事態はいまだ続いている状況です。

こうした状況を踏まえ、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28（2016）年に「自殺対策基本法」が一部改正され、「生きることの包括的な支援」を基本理念とし、地域レベルの実践的な取り組みを推進するよう、全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

栃木県においては、平成19（2007）年に「栃木県自殺対策推進本部」や「栃木県自殺対策連絡協議会」を設置し官民一体となって自殺対策を講じてきました。また、自殺対策基本法の一部改正を受けて、平成30（2018）年3月に「いのち支える栃木県自殺対策計画」を策定しました。

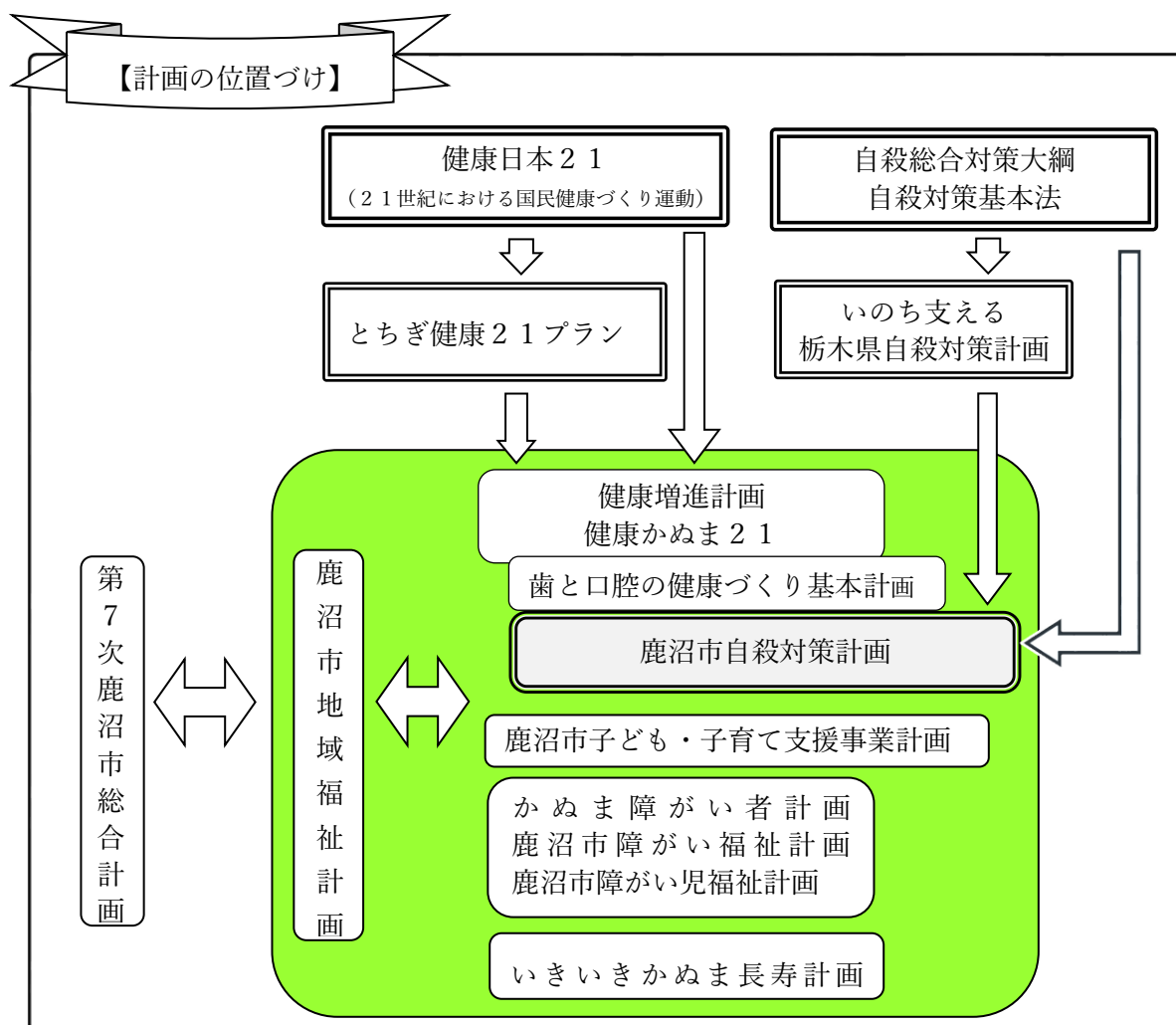
本市においても平成23（2011）年から「鹿沼市自殺対策連絡協議会」を設置し、講演会や出前講座等にて自殺対策に関する普及啓発、電話やまちの保健室による相談窓口の設置、幼少期から命の大切さを学ぶことを目的とした健康教育等、様々な自殺対策を推進してきました。

今後さらに保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係機関・団体等との連携を強化し、より総合的かつ効果的な自殺対策を推進し「共に支え合い誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現」を目指して「共に支え合う15（いちご）支援計画～鹿沼市自殺対策計画～」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法の一部改正を受け、同法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。自殺対策に関わる関係機関・団体と連携を図り、「生きることの包括的支援」として、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。

なお、本計画は、「鹿沼市地域福祉計画」「健康増進計画健康かぬま21」及び本市が策定した他の計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の計画とし、社会情勢の変化や各種制度の改正等を踏まえ、必要時見直しを行います。

